シリーズ	面白いほどよくわかる！調剤報酬 【令和6・7年度対応】【Newレイアウトver】
書籍名	vol.2 調剤基本料編

訂正日	頁数	場所	訂正前	訂正後
R6.9.25	P.36	下段	▸特別調剤基本料Aのペナルティ	▸特別調剤基本料Bのペナルティ
R6.9.25	P.42	中段	★『後発医薬品調剤体制加算』の『施設基準』★	★『後発医薬品調剤体制加算』の種類★
R6.9.25	P.48	上段	後発品の調剤している数が同じ（200個）であるA薬局とB薬局を比べてみましょう。	後発医薬品を調剤している数が同じ（200個）であるA薬局とB薬局を比べてみましょう。
R6.9.25	P.48	下段	後発医薬品の調剤割合率	後発医薬品の調剤割合
R6.9.25	P.57	下段	『後発品への変更調剤』のときだけでなく、『一般名処方に関わるもの』すべてにおいて必要。（つまり、一般名⇒先発品を調剤したときにも必要ということ。）	『後発医薬品への変更調剤』のときだけでなく、『一般名処方に関わるもの』すべてにおいて必要。（つまり、一般名⇒先発医薬品を調剤したときにも必要ということ。）
R6.9.25	P.54	中段	※ただし、R6.3.15付事務連絡で、当面の間、先発医薬品への変更調剤も認められています。（P.58）	※ただし、R6.3.15付事務連絡で、医薬品の入手が限定されること等やむを得ない場合には、当面の間、先発医薬品への変更調剤も認められています。（P.58）
R6.9.25	P.56	中段	R6. 3. 15付事務連絡により、当面の間、①⇔②間（固形剤同士）の変更調剤も可能。（P.58参照）	R6. 3. 15付事務連絡により、医薬品の入手が限定されること等やむを得ない場合には、当面の間、①⇔②間（固形剤同士）の変更調剤も可能。（P.58参照）
R6.9.25	P.57	上段	R6.3.15事務連絡により、当面の間、疑義照会なしで、患者への説明・同意で、変更調剤可（P.58参照）	R6.3.15事務連絡により、医薬品の入手が限定されること等やむを得ない場合には、当面の間、疑義照会なしで、患者への説明・同意で、変更調剤可（P.58参照）
R6.9.25	P.58	下段	【当面の取り扱いまとめ】	【当面の取り扱いまとめ】：医薬品の入手が限定されること等やむを得ない場合の取扱い
R6.9.25	P.90	下段	③ かかりつけ機能に関わる基本的業務を1年間実施していない。	③ かかりつけ機能に関わる基本的な業務を1年間実施していない。
R6.9.25	P.92	全般	かかりつけ機能に係る基本的業務	かかりつけ機能に係る基本的な業務
R6.9.25	P.94	上段	【区分の変更】：『変更』	【区分の変更】：『変更』の届出